

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	フランスにおける高等教育進学制度の課題と改革
他言語論題 Title in other language	Problems and Reform of Higher Education Admission System in France
著者 / 所属 Author(s)	豊田 透 (TOYODA Toru) / 前 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 総合調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	831
刊行日 Issue Date	2020-04-20
ページ Pages	01-17
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	フランスでは、高等教育民主化政策が、進学の世界均等を推進する一方で大学における学業困難や定員超過等の問題も生んだため、近年、事前登録制度の導入など進学制度の改革が実施されている。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

フランスにおける高等教育進学制度の課題と改革

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 総合調査室主任 豊田 透

目 次

はじめに

I 高等教育制度の概要

1 バカロレア

2 高等教育機関

II 教育民主化政策の影響と展開

1 民主化政策がもたらした課題

2 事前登録制の導入と APB

III マクロン政権における改革

1 学生計画 (Plan Étudiants) と ORE 法

2 パルクールシュップの開設

3 2019 年度実施結果

4 パルクールシュップの評価

おわりに

キーワード：高等教育、大学、高大接続、フランス

要 旨

- ① フランス共和国は、憲法において教育の機会均等を国が保障している。高等教育についても、バカロレア (Baccalauréat) 資格を取得していればどの高等教育機関 (第1課程) にも進学することができ、機会均等が図られている。また、1980年代のミッテラン政権下において、教育民主化政策の一環として「同年代のバカロレア取得率を80%とする」という目標が掲げられ、現在この目標はほぼ達成されている。
- ② フランスの高等教育機関は多種多様である。大学はすべて国立であり、原則として無償・無選抜で進学することができる。そのためあらゆる階層からアクセスが可能であり機会均等の象徴的な存在であるが、同時に大学の「大衆化」により、留年・中退の増加、定員超過等の問題を生んでいる。他の高等教育機関としては、エリート養成機関として知られるグランゼコール (Grandes Écoles) 及びその準備級 (CPGE)、短期 (2年) の専門教育機関である技術短期大学部 (IUT) や上級技術者課程 (STS) がある。
- ③ 大学における学業困難の要因として、学生の学習履歴や進路計画と大学の各課程における教育内容が合致していない問題があった。その状況の改善のため、サルコジ政権下の2009年、「バカロレア取得後進学先登録制度 (APB)」が開始された。これは、高等教育機関進学希望者と各機関の課程のマッチングをインターネット上で行うプラットフォームである。しかし、APBはマッチングの仕組みの不透明性等が法的に問題になり、2017年に廃止された。
- ④ 2017年にマクロン大統領が就任し、「学生一人一人を成功に向けて支援し、高等教育の民主化を完遂する」意図を掲げ、その具体化としてバカロレア改革、事前登録制度の改善、リセ改革を提案した。事前登録制度については、APBに代えて新たなプラットフォームである「パルクールシュップ (Parcoursup)」を2018年に開設した。このプラットフォームでは、進学希望者は大学の各学部の情報を確認して入学申込みを登録し (10件まで)、高等教育機関では個々の入学申込みを精査して受入可否を返信する。2019年度においては、入学申込者の94%が最終的にいずれかの機関への入学許可を得た。ただし、この制度に対しては、大学への実質的な選抜制度の導入、受入可否判定の不透明性等の批判が出ている。

はじめに

フランス第四共和国憲法前文⁽¹⁾では、国家と教育の関係について、「国は、子どもおよび成人の、教育、職業養成および教養についての機会均等を保障する。すべての段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国家の責務である。」と規定している⁽²⁾。こうした考えを礎として築かれたフランスの大学が「無償」・「無試験」で、誰もが「行きたい大学へ行ける」という、制度上は平等なものであることは事実である。しかし、フランスの国立の高等教育機関には、大学以外に、授業料が高額で非常に競争的な選抜試験を実施するエリート養成機関や、伝統的な大学教育とは無縁だった庶民階級の進学を期待して創設された専門的な職業人養成機関が多数存在する。高等教育の「機会均等」とは、理念的には、大学のみならずこれら全ての教育機関のどこにでも、誰もが平等に進学でき、学業を全うし、出身階層にとらわれない社会移動ができなければならないことを意味している。そのため、国の高等教育政策において、進学資格・制度、学校種、学位等の創設・改変による「制度的平等」の実現とともに、進学前の情報提供、学業困難者に対する進路指導、公的奨学金制度、社会的に恵まれない者への各種優遇措置等による「実質的平等」の実現も図ってきた。

しかし実際には、志望者の多い大学学部における定員超過による選別、進学先への不適應による学業困難、その結果としての留年・中退の増加等、数々の問題が生じている。そこで本稿では、第Ⅰ章でフランスのバカロレア (Baccalauréat) 及び大学を始めとする各種の高等教育機関について概要を紹介した上で、第Ⅱ章で大学進学の世界均等政策がもたらした問題とその対応策としての「事前登録制度」を概説する。第Ⅲ章では、マクロン (Emmanuel Macron) 政権下での高等教育改革、特に2018年に導入された新たな事前登録制度「パルクールシュップ (Parcoursup)」について詳述する。

I 高等教育制度の概要

1 バカロレア

(1) バカロレアの種類

バカロレアとは、後期中等教育の最終学年の学生を主たる対象とする全国共通試験により国家が認定する学位 (diplôme)⁽³⁾で、後期中等教育修了の認証であると同時に大学等の高等教育進

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年2月28日である。

(1) フランスの現行憲法は「1958年第五共和国憲法 (Constitution de la Cinquième République)」であるが、これに加え「1946年第四共和国憲法前文 (Préambule de la Constitution du 27 octobre 1946)」、「1789年の人および市民の権利宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen du 26 août 1789) (いわゆる「フランス人権宣言」) 及び「2004年環境憲章 (Charte de l'environnement de 2004)」が「憲法ブロック」を形成し、憲法的価値を有するとされている。なお、フランス第四共和国憲法前文の引用は、「フランス第4共和国憲法前文」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第4版』三省堂, 2017, pp.278-279による。

(2) 国立大学では、授業料は徴収しないが、登録料 (学位取得を目的とする課程の場合)、健康診断費、社会保障負担費等を徴収する。中村真也「諸外国の大学授業料と奨学金【第2版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1048, 2019.3.18, p.11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252967_po_1048.pdf?contentNo=1>

(3) ここに述べたとおり、バカロレアは本来は学位、資格を指すが、一般的には試験のことを指すことも多い。本稿においては後者は「バカロレア試験」として区別する。

学の認可である。現在バカロレアには、我が国の高等学校に相当するリセ (lycée)⁽⁴⁾の種類に対応して「普通バカロレア (Baccalauréat Général)」、 「技術バカロレア (Baccalauréat Technologique)」、 「職業バカロレア (Baccalauréat Professionnel)」の3種別 (voie) が存在し、各々の種別はさらに系 (série) 又は専門領域に細分されている (表1)。バカロレアの資格上の価値は、種別や系、専門領域にかかわらず全て同等である。教育法典 L. 第 612-3 条⁽⁵⁾の冒頭には、(高等教育機関の) 第 1 課程⁽⁶⁾はバカロレア取得者全てに開かれている、とだけうたわれており⁽⁷⁾、制度上は、どのバカロレアの取得者でも、どの高等教育機関へも進学できる。ただし、現実にはリセと同様、バカロレアにおいても、普通バカロレア (特に自然科学系) を頂点として技術バカロレア、職業バカロレアと続くヒエラルキーが見られ、学力にも差があるため、この開かれた「機会均等」という看板は必ずしも実態を伴っていない。

普通バカロレアは、大学、グランゼコール準備級 (後述)、各種の高等専門学校等を志望する生徒を対象としている。技術バカロレアは、主に大学附属の技術短期大学部 (Institut Universitaire

表1 バカロレアの種類と2018年試験の合格者数

種別 voie	系 série	2018年試験合格者数 (人) (合格率) (%)
普通バカロレア Baccalauréat Général (BG)	自然科学系 (S: scientifique)	187,629 (91.6%)
	社会科学系 (ES: économie et sociale)	119,178 (90.2%)
	人文科学系 (L: littéraire)	52,648 (90.5%)
		小計 395,455 (91.0%)
技術バカロレア Baccalauréat Technologique (BT)	工業科学技術・持続可能な発展 (STI2D) 実験科学技術 (STL) 農業 (STAV) 文学 (STMG) 医療社会科学 (ST2S) デザイン・応用芸術工学 (STD2A) 音楽舞踏 (TMD) ホテル業 (STHR)	138,750 (88.8%)
職業バカロレア Baccalauréat Professionnel (BP)	生産系、サービス系の 約 90 の専門領域	179,262 (82.8%)
		計 677,287 (88.2%)

(出典) “Résultats définitifs de la session 2018 du baccalauréat: l’effectif de bacheliers poursuit sa progression,” *Note d’information*, n° 19.03, 2019.3. Ministère de l’Éducation nationale et de la jeunesse website <http://www.education.gouv.fr/sites/default/files/imported_files/document/depp-ni-2019-19-03-Resultats-definitifs-session-2018-baccalaureat_1089756.pdf> 等を基に筆者作成。

(4) リセには3年制の普通・技術リセ (lycée général et technologique) 及び2年制の職業リセ (lycée professionnel) (職業バカロレア取得を目指す場合は更に2年の計4年) があり、社会的にはこの順序でヒエラルキーが見られる。フランスの学校系統については、「フランスの学校系統図」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374964.htm> を参照。

(5) Code de l’éducation. なお、フランスの法典は「法律の部 (partie législative)」、 「規則の部 (partie réglementaire)」等に分かれており、法律の部の項名には「L.」が付される。

(6) 学士課程に相当する。

(7) 本条の規定は、「高等教育に関する1984年1月26日の法律第84-52号 (Loi n° 84-52 du 26 janvier 1984 sur l’enseignement supérieur. 通称「サヴァリ法」)」により定められたものである (第14条)。

de Technologie: IUT) や上級技術者課程 (Section de Technicien Supérieur: STS) などの短期の高等教育機関を志望する生徒を対象としているが、一定数は大学に進んでいる。職業バカロレア取得者の大学進学率は更に低く、進学しない者はそのまま就職していく⁽⁸⁾。

(2) バカロレア取得率 80% 目標

第1次ミッテラン (François Mitterrand) 大統領の左派政権時 (1981年5月～1988年5月) の1985年、ファビウス (Laurent Fabius) 内閣のシュヴェヌマン (Jean-Pierre Chevènement) 国民教育大臣は、学校教育民主化政策の一環として、「同一年代のバカロレア取得率⁽⁹⁾を80%とする」というスローガン (以下「80%目標」という。) を提唱した⁽¹⁰⁾。当時のバカロレア取得率が30%程度であったことを考慮すると極めて高い目標であったが、翌1986年に、それまで高等教育へのアクセスが閉ざされていた職業リセの学生を主な対象とする「職業バカロレア」が創設され、次いで第2次ミッテラン大統領政権時 (1988年5月～1995年5月) には、ロカール (Michel Rocard) 内閣のジョスパン (Lionel Jospin) 国民教育大臣の主導により「教育についての1989年7月10日の計画法法律第89-486号」 (通称「1989年教育基本法」、又は「ジョスパン法」)⁽¹¹⁾が制定され、「80%目標」が改めて法律に定められるなど (第3条)、バカロレアの取得とその後の高等教育機関進学への道の拡大が図られた。

これらの民主化政策によりバカロレア取得率は急激に上昇し、同一年代における取得率を見ると、1992年には50%、1995年には60%を超え、「80%目標」はいまだ達成できていないものの2017年には過去最高の78.9%に達している⁽¹²⁾ (図参照)。バカロレアの種類のうちでは、2010年代以降の職業バカロレアの取得率上昇が顕著である。

続くシラク (Jacques Chirac) 大統領の右派政権下 (1995年5月～2007年5月) においては、2005年に、国民教育・高等教育・研究大臣フランソワ・フィヨン (François Fillon) の名を冠し「フィヨン法 (Loi Fillon)」とも呼ばれる「学校の未来のための2005年4月23日の基本計画法法律第2005-380号」 (通称「2005年学校基本計画法」)⁽¹³⁾が制定された。この法律では、1989年教育基本法を引き継いだ上で時代に応じた改革を推進することが表明され、「80%目標」を改めて示すとともに、さらに「後期中等教育の同一年代の50%を高等教育の学位 (diplôme) 取得に到達させる」という目標も新たに掲げた⁽¹⁴⁾。

(8) 2017年度大学進学者のうち、普通バカロレア取得者は83.6%、技術バカロレア取得者は11.2%、職業バカロレア取得者は5.1%である。また、同年度のIUT進学者においても普通バカロレア取得者が最も多く67.0%、技術バカロレア取得者が31.2%、職業バカロレア取得者は1.7%となっている。“Inscription des nouveaux bacheliers entrant en première année à l’université en 2018-2019,” *Note Flash du SIES*, n° 20, 2018.11. <https://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2018/56/2/NF_1eres_inscriptions_nvxbach_univ_2018_final_1036562.pdf>

(9) ある年にバカロレア試験を受験する年齢又は学年にあると想定される者全体におけるバカロレア取得率。

(10) 上原秀一・鈴木規子「フランス政治の変遷と教育改革」フランス教育学会編『現代フランスの教育改革』明石書店, 2018, p.22.

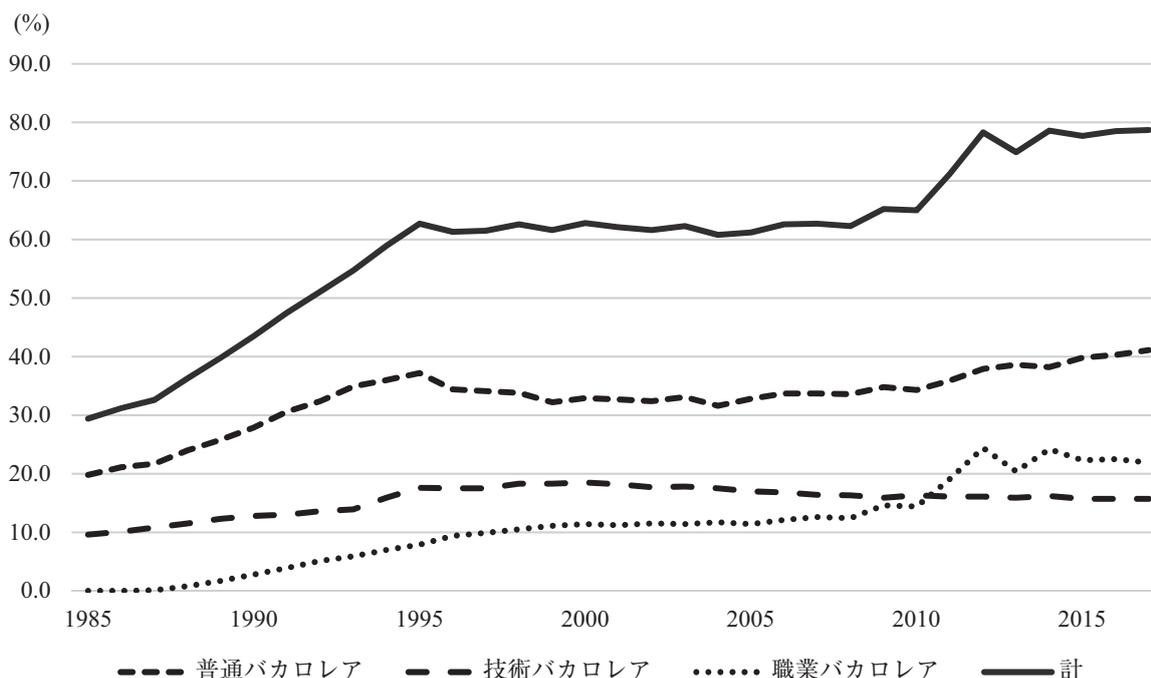
(11) Loi n° 89-486 du 10 juillet 1989 d’orientation sur l’éducation, dite Loi Jospin

(12) “Résultats de la session de juin du baccalauréat 2017.” Ministère de l’Éducation nationale et de la jeunesse website <<https://www.education.gouv.fr/resultats-de-la-session-de-juin-du-baccalaureat-2017-9077>>

(13) Loi n° 2005-380 du 23 avril 2005 d’orientation et de programme pour l’avenir de l’école

(14) 上原・鈴木 前掲注⁽¹⁰⁾, p.31.

図 同一年代におけるバカロレア取得率の変遷



(出典) “Résultats de la session juin du baccalauréat 2017.” Ministère de l’Éducation nationale website <<https://www.education.gouv.fr/resultats-de-la-session-de-juin-du-baccalaureat-2017-9077>> を基に筆者作成。

2 高等教育機関

(1) 高等教育機関の種類

こうしたバカロレア取得者を受け入れるフランスの高等教育機関は、多種多様であることが特徴である (表2)。

表2 フランスの高等教育機関

	種類	修業年限
長期 教育機関	グランゼコール (Grandes Écoles)	グランゼコール準備級 (2年) を経た後 3~5年
	大学 (Université)	3~8年 (最初の3年が第1課程 (学士課程に相当))
短期 教育機関	技術短期大学部 (Institut Universitaire de Technologie: IUT)	2年
	上級技術者課程 (Section de Technicien Supérieur: STS)	2年
	グランゼコール準備級 (Classe préparatoire aux Grandes Écoles: CPGE)	2年
	その他の各種高等専門学校 (Écoles spécialisées)	5年以内

(出典) 夏目達也「フランスの大学における高大接続の取組と教育改革」『名古屋高等教育研究』18号, 2018.3, p.93. <<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/publications/journal/no18/06.pdf>> 等を基に筆者作成。

日本でもよく知られるグランゼコール (Grandes Écoles) は、フランスの産官界の上級幹部職員の養成機関であり、多くは超難関のエリートコースとされる。グランゼコール協議会 (Conférence des grandes écoles) 加盟機関数は 229 校あり (2019 年)⁽¹⁵⁾、主なものとして、理工系のエコール・ポリテクニク (École polytechnique)、国立行政学院 (École nationale d'administration: ENA)、パリ高等師範学校 (École normale supérieure) 等が挙げられる。グランゼコールには「グランゼコール準備級 (Classe préparatoire aux grandes écoles: CPGE)」を経てから進学する⁽¹⁶⁾。したがって、バカロレアを取得し高等教育へ進学するという観点からは、大学と並ぶ選択肢として競合関係にあるのは CPGE であり、グランゼコールではない。CPGE は修業年限が 2 年で、リセに付設されており、公立又は私立である。

また、技術短期大学部 (Institut Universitaire de Technologie: IUT) や上級技術者課程 (Section de Technicien Supérieur: STS) は上級技術者の養成を専門とする機関である。いずれも修業年限は 2 年で、IUT (国立) は大学に付設されており、STS (公立又は私立) はリセに付設されている。

(2) 大学の位置付け

高等教育機関は、進学時において無選抜の機関と選抜を経る機関とに分けることができる。大学は前者であり、それ以外の機関は後者に属する。教育法典 L 第 612-3 条に進学者選抜を実施できる機関の種類が定められているが⁽¹⁷⁾、大学はそこに含まれておらず、これが選抜を行わない法的根拠とされている⁽¹⁸⁾。そのため、高等教育機関のうちでも大学の在籍学生数の増加は特に著しい。(表 3)

表 3 高等教育機関登録学生数の変遷 (上段：学生数 (千人) 下段：全学生数に占める割合 (%))

	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2017	2027 (予想)
大学	215 69.4	637 74.9	804 68.0	1,086 63.2	1,278 59.2	1,320 56.9	1,525 56.9	1,728 57.0
IUT		24 2.8	54 4.6	74 4.3	119 5.5	117 5.0	117 4.3	127 4.2
STS	8 2.6	27 3.2	68 5.8	199 11.6	239 11.1	242 10.4	257 9.6	290 9.6
CPGE	21 6.8	33 3.9	40 3.4	64 3.7	70 3.2	80 3.4	87 3.2	94 3.1
その他	66 21.3	130 15.3	215 18.2	293 17.0	454 21.0	560 24.1	695 25.9	793 26.2
計	310	851	1,181	1,717	2,160	2,319	2,680	3,032

(出典) “Les étudiants dans les filières de formation depuis 50 ans,” *État de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation en France*, n° 12. Ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation website <https://publication.enseignementsup-recherche.gouv.fr/eesr/FR/T764/les_etudiants_dans_les_filières_de_formation_depuis_50_ans/> を基に筆者作成。

(15) Conférence des Grandes Écoles website <<https://www.cge.asso.fr/>> を参照。

(16) リセ卒業後に準備級を経ずに進学するグランゼコールも少数存在する。

(17) この規定は、サヴァリ法 (前掲注(7)参照) により定められたものである (第 14 条)。

(18) 夏目達也「フランスの大学における高大接続の取組と教育改革」『名古屋高等教育研究』18 号, 2018.3, pp.93-94. <<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/publications/journal/no18/06.pdf>>

また、フランスの特色として、高等教育機関の「二重構造」が挙げられる。すなわち、国立でありながら、少数精鋭のエリート養成機関であるグランゼコール出身者の世界と、開放的で費用がかからず、庶民階層の進学が多い大学出身者の世界が、対照的に並立している⁽¹⁹⁾。

こうした状況から、フランスにおいて大学は、法律・保健医学などの一部の専攻領域を除いて「大衆化」傾向があり、高等教育民主化の象徴である一方、社会的威信は必ずしも高くない⁽²⁰⁾。この点、大学が唯一の最高学府に位置付けられている我が国と大きく異なっている。

II 教育民主化政策の影響と展開

1 民主化政策がもたらした課題

(1) 留年・中退者の増加

第I章で述べたバカロレア取得率の向上、また、大学への進学が平等であるべきという考え方は、高等教育へのアクセスの機会均等の根幹を成す一方で、留年・中退者の顕著な増加等の学業困難状況を大学にもたらした。

2013年に大学学士課程(Licence)に進学したバカロレア取得者について見ると、その後学士課程の規定の3年で学士号を得た者はわずかに28%である⁽²¹⁾。また、取得バカロレアの種別により顕著な差が出ていることはより深刻である⁽²²⁾。2014年の学士課程進学者について見ると、普通バカロレア取得者の約半数は3~5年間で学士号を取得しているが、技術バカロレア取得者は同期間に20%、職業バカロレア取得者ではわずか7%にとどまっている。また、入学3年以内に中退した者は、普通バカロレア取得者は34%であるが、技術バカロレア取得者では72%、職業バカロレア取得者では85%にも達している⁽²³⁾。

(2) 定員超過

バカロレア取得者の増加により、法律、STAPS (Sciences et Techniques des Activités Physiques et Sportives. 体育・スポーツ科学技能)、医療系、心理学系等志望者の多い学部(formation)を中心に定員超過(filière en tension)が発生し、次第に他の学部にも拡大していった。大学の入学は無選抜となっているものの、多くの学部では定員を設定し、定員を超過する進学希望者がいる場合には登録者数を制限している。教育法典L.第612-3条では、優先して登録を認める基準として出

(19) ステファン・ポー(渡辺一敏訳)「「バック取得率80%」から30年」園山大祐編著『教育の大衆化は何をもたらしたか—フランス社会の階層と格差—』勁草書房、2016、p.16。

(20) 夏目達也「フランスにおける選抜制教育機関の進学機会拡大政策—グランド・ゼコール準備級への非富裕層の進学促進—」フランス教育学会編 前掲注(10)、p.200。

(21) “Les parcours et la réussite en Licence, Licence professionnelle et Master à l’université,” *État de l’enseignement supérieur, de la recherche et de l’innovation en France*, n° 12. Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et de l’Innovation website <https://publication.enseignementsup-recherche.gouv.fr/eesr/FR/T149/les_parours_et_la_reussite_en_licence_licence_professionnelle_et_master_a_l_universite/>

(22) グランゼコール準備級に進めなかった普通バカロレア取得者が、次善策として、大衆化した大学より専門性が高く就職に有利なIUTやSTSに向かうケースが増加している。その結果、本来これらの機関に進むべき技術又は職業バカロレア取得者はこれら機関の選抜試験に合格できずやむなく無選抜の大学へ、しかも比較的学びやすい人文系に進むというミスマッチが生じる。こうした「ねじれ現象」が大学での学業困難の拡大をもたらしている。大場淳「フランスの大学における「学力低下」問題とその対応」『広島大学大学院教育学研究科紀要第三部(教育人間科学関連領域)』52号、2004.3、p.374。

(23) “Les parcours et la réussite en Licence, Licence professionnelle et Master à l’université,” *op.cit.*(21)

身大学区⁽²⁴⁾、家庭の状況等の客観的な属性を挙げている。この登録制限の運用の実態が次第に問題視されることについては、2に後述する。

(3) 社会的出自による進学先の偏り

表4は、家庭の職業別の各高等教育機関新規登録者分布を示したものである⁽²⁵⁾。大学について見ると、どの職業においても半分程度が万遍なく進学しており、高等教育へのアクセスの機会均等という観点からは望ましい数字であるが、技術系短期教育機関（IUTとSTSの合計）はA（農業・職人・商業・企業主）、C（中間職）、D（一般事務）の分類では35%前後であるのに対し、E（工員）ではほぼ50%に達し、一方、富裕層であるB（幹部・高度な専門職）では20%程度にとどまる。逆にCPGEを見ると、Bにおいて他の職業に比べ進学率がずっと高い。

この状況は、大学の民主化は進んだものの、高等教育機関全体の構造は社会的出自が進学先に影響していると言えよう。そして、(1)に述べた技術又は職業バカロレア取得者の大学における挫折も考え合わせると、この構造は庶民層に不利に働いているおそれがある。

表4 各高等教育機関の新規登録者の家庭の職業別分布（2017年）（単位：%）

	(A)農業・職人・商業・企業主	(B)幹部・高度な専門職	(C)中間職	(D)一般事務	(E)工員	(F)退職者・無職
大学	44.4	52.8	52.1	54.0	43.4	55.9
IUT	10.4	9.9	12.7	10.7	9.8	7.7
STS	24.8	11.0	22.1	24.5	39.1	27.6
CPGE	9.1	14.6	7.6	5.6	4.5	5.6
その他	11.3	11.7	5.5	5.2	3.3	3.3

(出典) “L'accès à l'enseignement supérieur,” *État de l'enseignement supérieur, de la recherche et de l'innovation en France*, n° 12. Ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation website <https://publication.enseignementsup-recherche.gouv.fr/eessr/FR/T943/l_accès_a_l_enseignement_supérieur/> を基に筆者作成。

2 事前登録制の導入と APB

(1) 事前登録制の法制化

右派のサルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領政権時（2007年5月～2012年5月）では、2007年8月に「大学の自由及び責任に関する2007年8月10日の法律第2007-1199号」（通称「大学自由責任法」、又は「LRU法」）⁽²⁶⁾が成立し、高等教育に関する国の使命として新たに「進路指導及び就職支援」が加わった。進路指導については、事前登録制（préinscription）の導入を法に明記するとともに、大学がリセとの協議に基づいて実施する情報提供と進路指導を進学前に受けることを条件に入学を許可することが規定された（第20条）⁽²⁷⁾。こうした事前登録により、学生にとっては

⁽²⁴⁾ フランス全土は30の大学区（académie）に分かれており、基本的に自分の出身大学区（バカロレアを受験した大学区又は現在居住している大学区）の大学に進学する。

⁽²⁵⁾ “L'accès à l'enseignement supérieur,” *État de l'enseignement supérieur, de la recherche et de l'innovation en France*, n° 12. Ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation website <https://publication.enseignementsup-recherche.gouv.fr/eessr/FR/T943/l_accès_a_l_enseignement_supérieur/>

⁽²⁶⁾ Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités

⁽²⁷⁾ 鈴木尊紘「フランスにおける大学自由責任法」『外国の立法』No.247, 2011.3, p.36. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050611_po_02470002.pdf?contentNo=1>

自身が進む課程について、大学にとっては入学してくる学生について、事前の把握を強化して進学後の不適応、学業困難を緩和する狙いである。

(2) バカロレア取得後進学先登録制度 (APB) の運用

事前登録の具体的な実施方法として、2009年度から「バカロレア取得後進学先登録制度 (Admission Post-Bac: APB)」が導入された。これは、進学希望者と高等教育機関のマッチングをインターネット上のプラットフォームで行う制度である。

まず、高等教育機関（具体的には各学部⁽²⁸⁾）が、提供する教育内容、定員、進学後に受けられる進路指導等に関する情報を APB に掲載する。進学希望者はこれらの情報を確認して自らの進路計画を立て、第 1 回の志望先を最大 24 件まで⁽²⁹⁾、優先順位を付けて入学申込登録をする。希望者の履歴、申込登録の優先順位、教育機関側が設定する定員や求める適性等を、APB のアルゴリズムがマッチングする。大学の場合は無選抜であるので、希望者数が定員内であればそのまま入学可となり、定員超過の場合は、教育法典 L. 第 612-3 条の規定により、出身大学区、家庭の状況、申込登録の優先順位に従って順位付けされ、定員より下位の者はその学部には入学不可となる。

進学希望者は、「入学可能な最も希望順位の高かった学部」1 件のみについて結果を受け取る。他の申込みの結果は伝えられない。第 1 回に受け取った結果に対し進学希望者が受諾すれば、その学部への入学が確定する。入学可とならなかった場合、あるいは入学可であったが辞退する場合は、同じ要領で第 2 回、第 3 回まで申込登録をすることができる。

(3) APB への批判

この APB について当初より批判されていた点は、マッチングのアルゴリズムが公開されていない、また、システムのデータ処理に関わる者が明確でない、等の不透明性であった。批判の声は次第に多くなり、2016 年 11 月、「情報と自由の法」⁽³⁰⁾への違反として「情報と自由に関する全国委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL)」⁽³¹⁾へ提訴された。CNIL は、使用者の要請に応じた情報へのアクセス権の尊重義務違反、及び下請け業者によるデータ処理における守秘義務保障違反を認定し、その旨を 2017 年 8 月 30 日付で高等教育・研究・イノベーション大臣に催告を行った⁽³²⁾。

また、大学において定員を超過する進学希望者がいた場合に、法に規定のない「抽選」が行われている不公正な実態が次第に明らかになり、事前登録制度への不信が高まった。高等教育・研究省 (当時) は、定員超過の場合の選抜基準を明確にするため 2017 年 4 月 24 日に通達第 2017-077 号⁽³³⁾を大学区総長、副大学区長、各大学の学長に向けて発出したが、その中で優先順

(28) 高等教育機関進学希望者の募集は、各高等教育機関の学部ごとに行われる。

(29) ただし、同種の高等教育機関は最大 12 件で、例えば CPGE へは 12 件を超えて志望登録することはできず、更に志望する場合は CPGE 以外に志望登録しなければならない。

(30) 正式名称は「情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号 (Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés)」。この法律は、私生活及び自由を保障する目的で、公的・私的情報ファイルの管理を規制し、かつ、利害関係者のために開示請求権及び訂正請求権を整備した。

Raymond Guillien・Jean Vincent 編著、中村絃一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012、p.200。

(31) 上記法律の順守を監視する任務を負う独立委員会。

(32) 催告を受けた場合、改善策を提案し実行する義務がある。

(33) Circulaire n° 2017-077 du 24 avril 2017

位付けの詳細に加え最終的に「抽選」を行ってよいことを認めたため⁽³⁴⁾、火に油を注ぐ結果となった。学生団体の一つである学生地位向上・支援連合 (Promotion et Défense des Étudiants: PDE) は同通達を違法としてconseil d'état (Conseil d'État)⁽³⁵⁾に提訴し、conseil d'étatは同年12月、同通達の無効を決定した⁽³⁶⁾。

こうしてAPBは法的に継続が困難となり、次章で取り上げる新たなプラットフォーム「パルクールシュップ」の運用開始により廃止された。

Ⅲ マクロン政権における改革

1 学生計画 (Plan Étudiants) と ORE 法

2017年5月、エマニュエル・マクロンが大統領に就任した。マクロンは大統領選挙期間中から高等教育事前登録制度の改革を公約に掲げており、大統領就任後の2017年10月30日、フィリップ (Édouard Philippe) 首相、ヴィダル (Frédérique Vidal) 高等教育・研究・イノベーション大臣、ブランケル (Jean-Michel Blanquer) 国民教育・青少年大臣から「学生一人一人を成功に向けて支援し、高等教育の民主化を完遂する」ことを目的とした「学生計画 (Plan Étudiants)」が発表された⁽³⁷⁾。計画の立案に当たっては、同年7月から3か月の間、250人以上の教育関係者を動員し協議が実施された。

計画にはまず、政府による現状認識として以下の事項が挙げられている⁽³⁸⁾。

① 高等教育における学生の激増

高等教育機関に登録している学生数は、1960年の約31万人から2017年度の約261万人へと、50年で約8倍になっている。西暦2000年のベビーブームに生まれた者を受け入れることになる2018年には、更に2万8000人増加する見込みである。

② リセ学生の将来の抽選による決定

2017年には169の学士課程で抽選が実施されていた (Ⅱ 2 (3) 参照)。こうした不公正な方法は行うべきではない。

③ 社会的出自により左右される学業の成功

教育に関する情報をより多く得ることができる恵まれた社会階層出身の学生が、グランゼコール準備級や大学の医療系等の高度な学部で多くを占めている。一方、恵まれていない社会階層出身の学生が、大学の技術系の学部、IUT、STSで低い割合しか占めていない。

⁽³⁴⁾ 同通達による選抜基準は、以下のとおり。①進学希望者の事前登録におけるその大学学部の志望優先順位、②他に志望した高等教育機関の課程も含めた志望優先順位、③既婚 (それに相当する状態を含む。) 又は扶養対象者を有すること、④大学区外の居住者について①～③の基準を順次適用、⑤定員数に応じた抽選

⁽³⁵⁾ conseil d'étatは、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

⁽³⁶⁾ Décidé de Conseil d'État n° 410561, 2017.12.22. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?oldAction=rechJuriAdmin&idTexte=CETATEXT000036253529>>

⁽³⁷⁾ “Plan Étudiants: accompagner chacun vers la réussite,” 2018.10.29. Gouvernement.fr website <<https://www.gouvernement.fr/action/plan-etudiants-accompagner-chacun-vers-la-reussite>>

⁽³⁸⁾ 以下の「学生計画」の内容は、“Plan Étudiants: Dossier de presse,” 2017.10.30. *ibid.* <https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2017/10/20171030_plan_etudiant_dp.pdf> による。

④大学第1課程における留年率の増加

学生は、大学へ入学早々に挫折に遭遇している。規定の3年で学士課程を修了する者の割合は僅か27%、4年かかった者を含めても39%である。他の61%は中退若しくは進路変更をしている。

⑤技術又は職業バカロレア取得者の本来進むべき進路からの排除

技術又は職業バカロレア取得者で、修業年限が短く職業的専門性が高いIUTやSTSを第一志望にしてもそこへ進学できない者が多く、やむを得ず無選抜の大学に進学している⁽³⁹⁾。

こうした現状に関して政府の作業部会で対策が協議され、同年10月、改善案を示した報告書がヴィダル大臣に提出された。「学生計画」は、同報告書の提案を踏まえて策定されたものである。同計画に示された20の措置のうち、主なものは以下のとおりである⁽⁴⁰⁾。

<リセにおける進路支援の充実>

- 生徒の学業計画の構築を一人一人支援するため、リセ最終学年には学級担任教員 (professeur principal) を2人配置する。
- 全ての生徒について、リセ最終学年の2週間を進路指導に充てる。
- 学級委員会 (conseil de classe)⁽⁴¹⁾は、生徒一人一人の進路計画を熟慮する。
- 大学区総長 (recteur)⁽⁴²⁾の指導により、後期中等教育教員と高等教育教員の対話を促進する。

<高等教育へのより公平で透明なアクセス>

- 抽選による入学者選抜を廃止する。
- 事前登録のプラットフォームをより簡素で透明なものとする。
- 入学申込みは最大10件とし、幅広い可能性を残すため優先順位を付けない。
- 進学希望者は、希望する進学先で学業に成功するため、その進学先が求めている学生についてより多くの情報を得られるようにする。
- 高等教育機関では、受け入れる生徒一人一人のプロフィールと進路選択を考慮する。

この「学生計画」を実現するための法案が2017年11月22日に提出され⁽⁴³⁾、2018年3月8日、「学生の進路指導及び学業の成功に関する法律第2018-166号」(通称「ORE法」)⁽⁴⁴⁾として成立した⁽⁴⁵⁾。

2 パルクールシュップの開設

2018年度からの高等教育機関への事前登録は、APBに代わる新しいプラットフォームであ

⁽³⁹⁾ 前掲注²²参照。

⁽⁴⁰⁾ 以下の記述は、文部科学省編著『諸外国の教育動向 2017年度版』明石書店、2018、pp.92-94を参照した。

⁽⁴¹⁾ 各学級には、校長、学級担任教員、生徒・保護者の代表、進路指導教員、心理カウンセラー等で構成される学級委員会が置かれる。学級委員会は、学校生活に関する問題を扱うとともに、生徒の学力を把握し、進級や進路選択等に関し協議する役割を担っている。

⁽⁴²⁾ 大学区 (académie) の長。前掲注²⁴参照。

⁽⁴³⁾ “Orientation et réussite des étudiants (Compte rendu du Conseil des ministres du 22 novembre 2017).” Gouvernement.fr website <<https://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2017-11-22/orientation-et-reussite-des-etudiants>>

⁽⁴⁴⁾ Loi n° 2018-166 du 8 mars 2018 relative à l’orientation et à la réussite des étudiants

⁽⁴⁵⁾ バカロレア改革等を含む法律全体の概要は、安藤英梨香「【フランス】高等教育進学制度の改革」『外国の立法』No.275-2, 2018.5, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11093476_po_02750204.pdf?contentNo=1>

る「パルクールシュップ」により行われることとなった。高等教育機関による各学部に関する情報の掲載、進学希望者によるこれらの情報確認と入学申込登録、申込みと適合する学部とのマッチング、という全体の機能は APB と同様である。

以下、2019 年 9 月に高等教育機関への進学を希望する者を対象とした運用 2 年目 (Parcoursup 2019) のスケジュールに沿って⁽⁴⁶⁾、パルクールシュップを紹介する⁽⁴⁷⁾。

①各学部に関する情報の提示 (2018 年 12 月 20 日～)

Parcoursup 2019 のウェブサイトが 2018 年 12 月 20 日に開設された。パルクールシュップに参加している全ての高等教育機関⁽⁴⁸⁾は、学生募集を行う各学部に関する情報をプラットフォーム上で提供する。APB に比べ情報はより詳細になり、定員、教育内容、書類選考の基準、求める適性・能力に加え、学位取得状況の統計や修了生の就職状況なども提供される。また、検索機能も強化された。

②入学申込登録期間 (2019 年 1 月 22 日～3 月 14 日)

進学希望者⁽⁴⁹⁾は、希望する学部を最大 10 件まで選択して進学申込みを登録することができる。リセの学生の場合、選択・登録は通常は教室において担任教師と共に行う。

APB と異なり、登録時に優先順位は付けない。そのため、進学希望者はこの時点で進路を絞り込む必要がなく、また、全ての申込みに対して個々に受入機関からの判定通知を受け取ることができる。

③入学申込登録の確定 (4 月 3 日)

入学申込登録期間に進学希望者が申込みを登録した後、進学希望者の所属するリセが、個々の申込みごとに「進路書類 (fiche avenir)」と呼ばれる書類をパルクールシュップに電子的に送信する。これは、本人の志望動機書、リセでの学業成績、リセでの進路指導を踏まえた教師による評価や校長の意見等の内申が含まれる⁽⁵⁰⁾。これらの送付の完了をもって、入学申込みの正式な確定となる。

事前登録に当たり志望動機書や内申が考慮される点は従来の APB とは異なっており、リセ学生の日常の学習意欲の向上につながるとされる。

なお、進学希望者本人及びその保護者は、申込みに対する提案が送付されるまでこれらの書類の内容を見ることはできない。

④受入機関による入学申込みの精査開始 (4 月 4 日)

受入機関の試験委員会 (Commission d'examen) が、個々の入学申込みについて、定員、客観的

⁽⁴⁶⁾ Natacha Lefauconnier, "L'agenda Parcoursup 2019," *Le Monde*, 20 décembre 2018.

⁽⁴⁷⁾ パルクールシュップについての記述は、以下のウェブサイトを参照した。"Parcoursup, la plateforme d'admission dans l'enseignement supérieur." Ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation website <<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid37384/parcoursup-la-plateforme-d-admission-dans-l-enseignement-superieur.html>>

⁽⁴⁸⁾ ほぼ全ての国立の高等教育機関がパルクールシュップに参加している。

⁽⁴⁹⁾ 新規の進学希望者に加え、既に高等教育機関に在籍しているが進路変更のため再受験する者等が含まれるが、ここでは最も一般的な、リセ在籍中の後期中等教育最終学年の学生を想定する。

⁽⁵⁰⁾ "Parcoursup: qu'est-ce que la fiche avenir?" *Le Figaro Étudiant*, 12 janvier 2018.

な属性、求める適性・能力等を突き合わせて適合性を精査し、受入れの可否判定を行う。

⑤各学部からの提案と許否の返信（5月15日～7月19日）

5月15日以降、個々の申込先から進学希望者へ判定結果が通知される（パルクールシュップでは判定を「提案 (proposition)」と称している。）⁽⁵¹⁾。進学希望者はその通知に対して許否回答を行う。提案には以下の3種類がある。

- a) Oui : 「入学許可」。
- b) Oui, si : 「条件付き入学許可」。進学希望者は受入機関が指定する一定の補習等を入学前に受講しておかなければならない。
- c) En attente : 「待機」。

進学希望者が a) 又は b) の提案を受諾すれば入学決定となる。辞退すればその申込みはキャンセルとなり、c) の「待機」の申込者に順次提案されることとなる。こうして「待機」が減少していき、最終的には期間終了までに a) 又は b) の提案を受けられず③にとどまった進学希望者が残る。

ここまでがパルクールシュップの正規期間である。

⑥追加募集期間（6月25日～9月11日）

a) 又は b) の提案を受け取っていない希望者は、追加募集期間に、まだ定員を残している学部新たに10件まで入学申込みを登録できる。その後の手続は上記と同様である。

なお、追加募集期間の終了時にもまだ入学先が決まらない希望者に対しては、大学区総長がその大学区内で受入可能で希望に添う学部を提示し、進学できるよう取り計らう。

3 2019年度実施結果

パルクールシュップの実施初年度である2018年度の結果を見ると、最終的に少なくとも1件の入学許可を得たバカロレア取得者は全入学申込者の94.4%であった（APBにより行われた前年2017年度においては94.5%）⁽⁵²⁾。

以下、2に示したスケジュールで実施されたParcoursup 2019の実施結果について、高等教育・研究・イノベーション省が公表した統計と分析を紹介する⁽⁵³⁾。

Parcoursup 2019においては、約57万人の新規バカロレア取得者が少なくとも1件の志望申込みを登録した（2018年より1.4%増）。最終日までに申込者の92.5%がいずれかの学部から入学許可を得た。内訳を見ると、正規期間中に許可を得た者が77.4%、それ以降が5.7%であり、いずれかの入学許可を得たが辞退した者が9.4%であった。取得バカロレア別に見ると、普通バカロレア取得者が非常に高く97%、技術バカロレア取得者は90%、職業バカロレア取得者は

(51) バカロレア試験期間中（2019年においては6月17日から6月24日まで）は、提案の通知は行わない。

(52) “Parcoursup 2018: Propositions d’admission dans l’enseignement supérieur et réponses des bacheliers,” *Note Flash*, n° 17, 2018.10. Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et l’Innovation website <https://cache.media.enseignement-sup-recherche.gouv.fr/file/2018/33/9/NF_Parcoursup17_1020339.pdf>

(53) “Parcoursup 2019: Les propositions d’admission dans le supérieur,” *Note Flash*, n° 20, 2019.10. *ibid.* <https://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2019/30/1/NF_2019_20_Parcoursup_1190301.pdf>

86%であった。

受入機関からの通知開始日（2019年5月15日）のうちに少なくとも1件の入学許可の提案を受けた者は全申込者の58.6%であり、バカロレア試験時点（6月22日）⁽⁵⁴⁾で86.8%が提示を受けている。2017年度と同じ時点では84.7%であったので、提案までの所要日数が短縮されたと言える。

なお、一人当たりの入学申込数は平均4.2件であった。

4 パルクールシュップの評価

(1) 選抜制度導入への賛否

パルクールシュップに関して政府は「選抜 (sélection)」という語は使っていないものの、「学生計画」やORE法案の公表段階から、各高等教育機関において入学希望者の申込内容や適性を見て可否を分類するという点で選抜制度の導入とみなす声が多く⁽⁵⁵⁾、学生組合のUnion nationale des étudiants de France (UNEF)、大学教員組合のSyndicat national de l'enseignement supérieur (SNESUP-FSU)等がパルクールシュップに対する反対運動を展開している⁽⁵⁶⁾。

(2) 判定基準の不透明性

大学進学希望者の受入判定をする際の判定基準は各大学の試験委員会で独自に定めており（マスコミ等では「ローカル・アルゴリズム (Algorithme local)」と呼ばれている）、この不透明性が批判の対象となっている。主に、取得バカロレアの種別・系や出身リセによって意図的・差別的な加重がかけられているのではないかと、志望動機書等の「進路書類」がどのような比重で用いられているのか等、不公平性についての疑念が多く上がっている⁽⁵⁷⁾。しかし、ORE法第1条により改正された教育法典L.第612-3条において、判定基準は「審議上の秘密 (secret des délibérations)」として公開しなくてもよいこととなっており、政府はローカル・アルゴリズムの公開を不要としている。これに対し、共産党所属の上院議員や学生組合が合同で権利の保護者 (Défenseur des droits)⁽⁵⁸⁾に提訴し公開を求めている⁽⁵⁹⁾。

(3) スケジュール

パルクールシュップの正規期間は12月から6月末までの長期にわたり、しかも6月のバカロレア試験に近い4月から進路を熟考して入学申込登録の準備・確定を行い、5月からバカロレア試験を挟んで結果を受け取り始め、提案が得られなければ7月中旬まで待つことになる。こうした長丁場のスケジュールはリセの生徒に長期のストレスを与えるという批判がある。また、バカロレア試験終了時点でまだ提案を得られない状態のリセの生徒が約10万人残っているという事実に対して、改善が求められている⁽⁶⁰⁾。

⁽⁵⁴⁾ 前掲注⁽⁵¹⁾参照。

⁽⁵⁵⁾ “Le projet de sélection marque un tournant dans l’histoire de l’université,” *Le Figaro*, 22 novembre 2017.

⁽⁵⁶⁾ 別の学生団体 Fédération des Associations Générales Étudiantes (FAGE) や、大学長の団体 Conférence des présidents d’université (CPU) は、パルクールシュップを支持している。

⁽⁵⁷⁾ “Parcoursup: le Défenseur des droits demande plus de transparence,” *Le Monde*, 21 janvier 2019.

⁽⁵⁸⁾ フランス第五共和国憲法第71条の1に規定がある独立行政機関で、行政によって市民の権利と自由が尊重されるよう監視する。また、これに関連する申立てを受けられることができる。

⁽⁵⁹⁾ “Les organisations opposées à Parcoursup saisissent le Défenseur des droits,” *Le Figaro Étudiant*, 17 juillet 2018.

⁽⁶⁰⁾ “Parcoursup, un système opaque,” *Le Monde*, 18 juillet 2018.

(4) 取得バカロレアによる不均衡

ORE 法では、パルクールシュップの実効性を検証するため、高等教育・研究・イノベーション省の下に独立機関としてパルクールシュップ倫理科学委員会 (Comité Ethique et Scientifique de Parcoursup: CESP) を設置し、評価報告書を議会に提出することを定めている (第 1 条)。CESP は 2019 年 1 月に第 1 報告書⁽⁶¹⁾、2020 年 1 月に第 2 報告書⁽⁶²⁾を公表した。第 2 報告書では、パルクールシュップの透明性・公平性の向上、システムとしての確実性と安全性の確保等、第 1 報告書における推奨事項の向上を確認しつつ、高等教育へのアクセスが取得バカロレアの種別により非常に不均衡な結果になっている点を強調している。Parcoursup 2019 において、入学申込みをしながら最終的に入学許可を得られなかった者のうち、30% が技術バカロレア取得者、48% が職業バカロレア取得者で占められていた。

(5) 適合性の向上

パルクールシュップの重要な目的の一つである入学者と大学教育の適合性の向上、その結果としての学業困難の歯止めに関しては、結果が出るまでに数年が必要であろう。しかし、過去 2 回実施したことで第 1 学年から第 2 学年への進学率の向上についてはある程度報告されており、中には 24% もの向上が見られた大学もあった⁽⁶³⁾。

おわりに

本稿で紹介したとおり、後期中等教育修了を認証するバカロレア試験の合格率が 80~90% にまで達していながら、大学進学後 1 年目の失敗率が 50% を遥かに超えるという事実は、フランスの「高大接続」のどこかに、あるいは全体に、機能不全が生じているのは明らかである。現在のマクロン政権は、「学生一人一人を成功に向けて支援し、高等教育の民主化を完遂する」(Ⅲ 1 参照) ために、本稿で取り上げた進学制度改革と合わせ、バカロレア改革⁽⁶⁴⁾、リセ教育課程の見直し⁽⁶⁵⁾を立て続けに進めている。

我が国においても近年、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革、高大接続改革が議論されている⁽⁶⁶⁾。特に大学入試改革は国民的議論になっており⁽⁶⁷⁾、そこには記述式

(61) Noël Lenoir et al., “Rapport au parlement du Comité Ethique et Scientifique de Parcoursup,” 2019.1. Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et de l’Innovation website <https://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/Parcoursup/36/3/Rapport_du_CESP_1061363.pdf>

(62) Isabelle Falque-Pierrotin et al., “Comité Ethique et Scientifique de Parcoursup Rapport au parlement,” 2020.1. *ibid.* <[https://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2020/28/9/Rapport_du_CESP_2019_\(janvier_2020\)_1227289.pdf](https://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2020/28/9/Rapport_du_CESP_2019_(janvier_2020)_1227289.pdf)>

(63) “Comment Parcoursup a transformé l’accès à l’enseignement supérieur,” *Le Monde*, 22 janvier 2020.

(64) バカロレア改革案は 2018 年 2 月にブランケル国民教育・青少年大臣から発表された。主な内容は、試験科目の減少、通年評価の導入、第 2 学年から最終学年にかけての分散実施等である。詳細は、文部科学省編著 前掲注 (40), pp.88-89 を参照。なお、改革案の発表後、大学生や教師による激しい反対デモが行われる事態となり、同年フランス各地で繰り広げられていた「黄色いベスト運動 (Gilets jaunes)」とも連動し、大学の占拠と警察との衝突、バカロレア採点官による採点拒否行動等、過激化していった。

(65) 現在リセ第 2 学年から分かれている文学 (L)、経済社会 (ES)、科学 (S) の 3 コース (série) を廃し、共通科目と各自の選択専門科目で構成される「行程 (parcour)」とする提案がされている。

(66) 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について—すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために— (答申)」2014.12.22. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf>

試験、高等学校の学習成果を測定するテスト、大学入学共通テスト等、バカロレア試験に照応するキーワードが見られる。我が国とフランスでは教育の制度、歴史や現状が大きく異なるが、このように共通する課題も存在しており、今後どのような改革が進められていくのか、互いに注視し参考としていくべきであろう。

(とよだ とおる)

(本稿は、筆者が総合調査室在職中に執筆したものである。)

(67) ローラーミカ「大学入試改革の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1073, 2019.11.28, pp.3-10. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11389903&contentNo=1>>